

佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概 要 版



平成 21 年 3 月

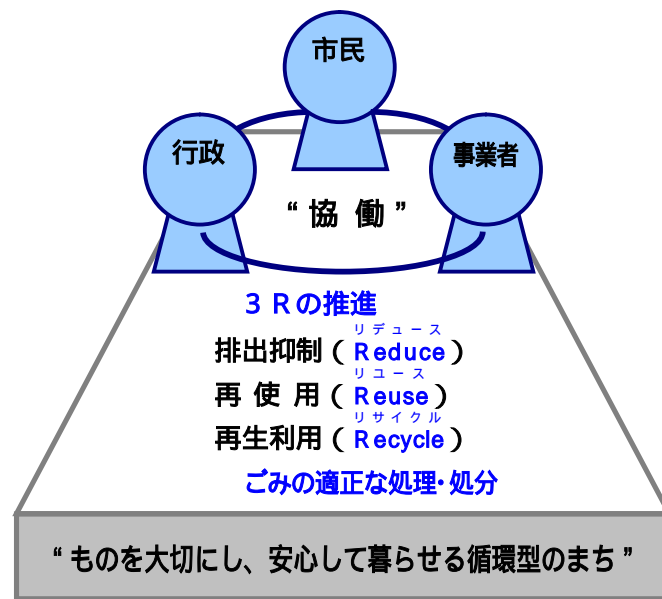
佐 伯 市

計画策定の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、本市における一般廃棄物の処理に関する計画のうちごみ処理に関する計画を定めるものであり、一般廃棄物処理計画の長期計画に位置付けられる計画です。

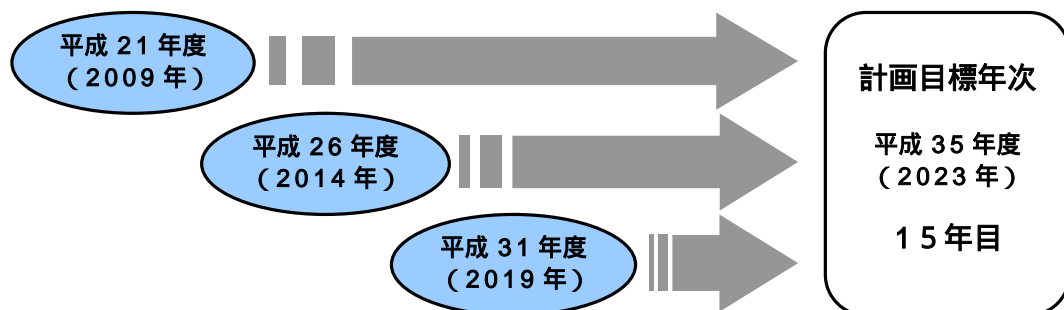
計画策定の目的

本市の地域特性を踏まえ、市民、事業者、行政が取り組むべき課題を明らかにし、ごみの排出抑制、再使用による減量化、再生利用による再資源化の促進と適正な処理・処分を行うための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」の実現をめざすために策定するものです。



計画目標年次

本計画は、平成21年度を初年度とし、15年後の平成35年度を計画目標年次とします。なお、本計画はおおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直しを行います。



基本方針

本市における一般廃棄物(ごみ)処理の基本方針は、つぎのとおりとし、循環型社会の形成に取り組んでいきます。

まず最初に、ごみ自体の量を減らす発生抑制(リフューズ¹⁾、排出抑制(リデュース)を行う。

つぎに、排出抑制等を行った後に発生したごみの中から使えるものを再使用(リユース)する。

さらに、再使用ができないごみは、最大限の再生利用(リサイクル)を行う。

最後に、再使用や再生利用もできないごみに限り焼却処理を行い、効率的かつ有効的な方法で熱回収を行う。

一方、焼却処理後に発生する残渣については、できるだけ再資源化を行い、最終処分量の削減を行う。

計画の目標

ごみ排出量の削減目標

1人1日あたりのごみ排出量を111g(11%)削減します。

1,001g(平成19年度) 890g(平成35年度)

リサイクル率の目標

リサイクル率²を5%引き上げます。

21%(平成19年度) 26%(平成35年度)

最終処分量の削減目標

最終処分量を760t(42%)削減します。

1,810t(平成19年度) 1,050t(平成35年度)

1) リフューズ : スーパー、コンビニではレジ袋や割り箸、過剰包装など、不要と思われるものは断わり、ごみの発生を抑制することです。

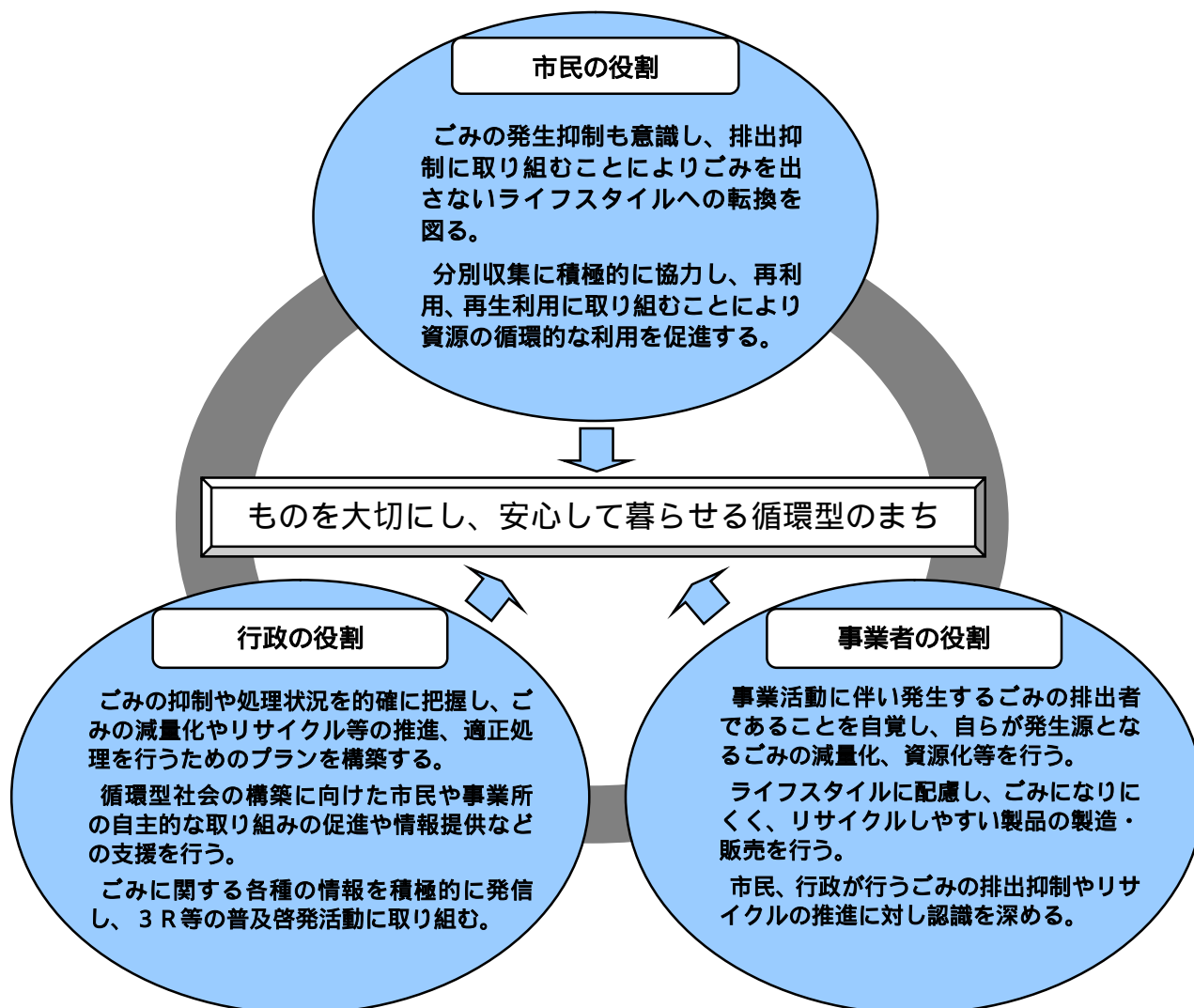
2) リサイクル率 : ごみ排出量に対する総資源化量の割合です。

ごみ排出量の見込み

	単位	実績	排出量の見込み			
		平成19年度	平成21年度	平成25年度	平成30年度	平成35年度
処理人口	人	82,309	80,479	76,304	70,715	64,694
集団回収量	t/年	294	294	294	294	294
家庭系事業系排出量合計	t/年	27,551	25,679	22,512	20,438	18,488
（家庭系ごみ排出量）	t/年	(21,369)	(19,926)	(17,471)	(15,864)	(14,353)
（事業系ごみ排出量）	t/年	(6,182)	(5,753)	(5,041)	(4,574)	(4,135)
その他	t/年	2,248	2,248	2,248	2,248	2,248
（合計）	t/年	30,093	28,221	25,054	22,980	21,030
1人1日あたり排出量	g/人・日	1,001	960	899	890	890

目標を達成するための役割

目標達成に向けて、市民、事業者、行政が協働して以下の取り組みを行います。



目標達成のための施策

排出抑制

1人1日111gのごみの減量化

市民 事業者 行政

市民、事業者、行政が各家庭や職場において、1人1日あたり111gのごみ減量をめざします。

レジ袋の削減とマイバッグの普及（ ）

市民 事業者 行政

- ・ 消費者団体、大手スーパー、大分県等と協働してレジ袋削減に取り組みます。
- ・ マイバッグ持参率の向上を図ります。

環境教育および啓発活動の推進（ ）

市民 事業者 行政

- ・ 施設見学を通じた小中学生への環境教育活動を継続して推進していきます。
- ・ ごみを減らすための工夫やアイデアを“ごみダイエットメニュー”として募集し、情報を発信していきます。

過剰包装削減の取り組み

市民 事業者

市民は必要以上の包装を断わり、事業者は自主的に包装の簡素化に努めることでごみの減量化を推進します。

生ごみに関する減量化の推進

市民 行政

- ・ 生ごみ処理容器（コンポスターやボカシ容器）の無償貸与を継続して行います。
- ・ 生ごみ処理機購入費用に対する補助事業を継続して行います。
- ・ 生ごみの水切りを実践することで、ごみの減量化をすすめます。

再使用、再生利用の促進

“もったいねえ”を合い言葉にした再使用を推進

市民 事業者 行政

- ・ 壊れた物は修理して長く使いましょう。
- ・ いらなくなった物はフリーマーケット等を利用し、必要としている人にゆずりましょう。

リサイクル紙とる？

市民 事業者 行政

「燃えるごみ」の中に含まれている菓子箱等の「雑がみ」を資源ごみの「その他の紙類」として分別排出して、リサイクルを推進します。

「その他の紙類」とは、
雑誌類、包装紙、絵本、単行本、菓子箱、カタログ、はがき、封筒、
辞典、ノート、名刺など

「資源ごみ」のリサイクルの推進 ()

市民 事業者 行政

再生利用できるビン・カン・ペットボトルの分別マナーを徹底し、リサイクルを推進します。

家庭ごみの正しい分別と排出マナーの向上

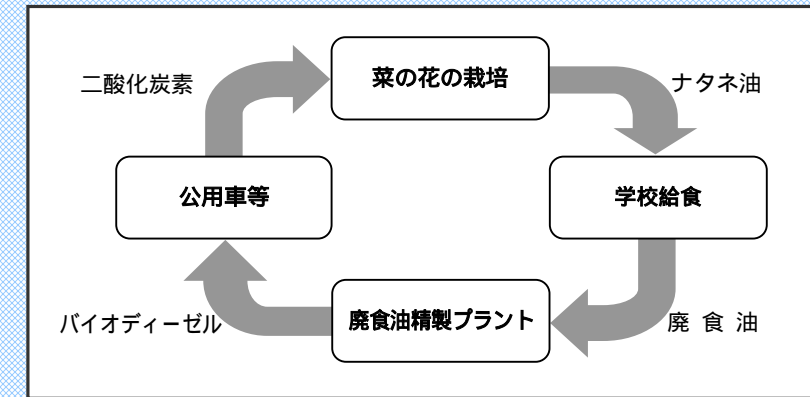
市民 行政

リサイクル率を向上させるため、わかりやすい分別方法を示したパンフレットの配布やケーブルテレビを使った啓発番組を放映し、排出マナーの向上を図ります。

佐伯市エコプロジェクトの推進

行政

菜の花を栽培してなたね油を作り、使用した廃食油は回収して燃料として利用する取り組みを推進していきます。



ごみ分別指導員の育成 ()

市民 事業者 行政

- ・ 各地域、事業所に対するごみの分別や排出の普及啓発や排出指導を行います。
- ・ ごみの排出マナーを向上させるため、ごみの分け方・出し方を指導できる人の育成のため、リーダー研修を開催します。

()印は、佐伯市環境基本計画重点施策



佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

発行日 平成 21 年 3 月

発 行 佐伯市 市民生活部 清掃課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町 1 番 1 号

T E L (0972) 22-3111 (代表) F A X (0972) 22-3124 (代表)

E-mail / seisouka@city.saiki.lg.jp